

## 緑の少年団活動事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 緑の少年団愛媛県連盟（以下「県連盟」という。）は、緑の少年団活動事業推進要領に基づき、郷土を愛し、自然に親しむ心豊かな少年少女を育成することを目的として、緑の少年団の結成及び活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助金の額等)

第2条 補助の対象となる事業区分及び経費並びに補助金の額は次の表に掲げるものとする。

区分	補助対象経費	補助率	1団あたりの 上限額 (千円)	事業 主体
結成装備整備事業	結成に必要な装備の整備に 要する経費（別表1）	10/10	120	市町
結成団体活動事業	結成年度における少年団活 動に必要な経費（別表2）	10/10	80	市町
装備整備事業	活動に必要な団旗、ユニホーム、 帽子、スカーフに要する経費	10/10	50	緑の 少年団
団体活動事業	少年団活動に必要な経費 （別表2）	1/2	40	緑の 少年団

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、緑の少年団活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて緑の少年団愛媛県連盟会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の別添1）
- (2) 収支予算書（様式第1号の別添2）
- (3) その他会長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定通知)

第4条 会長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、緑の少年団活動事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

### (事業の変更及び中止)

第5条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた事業主体は、当該決定にかかる事業について、補助金の額に増減を生じる変更をしようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ緑の少年団活動事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書（様式第3-1号）により速やかに通知するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第6条 事業主体は、事業が完了したときは、速やかに緑の少年団活動事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の別添1）
- (2) 収支決算書（様式第4号の別添2）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（検査及び補助金額の確定）

第7条 会長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を検査し、適当と認めたときは補助金額を確定し、事業主体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条に規定する補助金額の確定通知を受けた事業主体は、補助金を請求しようとするときは、緑の少年団活動事業費補助金精算払請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 会長は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 会長は、前2条の規定にかかわらず必要と認めたときは、補助金額の一部又は全部を概算払することができる。

2 事業主体は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）により請求するものとする。

（指導監督）

第 11 条 会長は、事業の実施について、必要に応じて調査し、指示を行い、報告を求めることがある。事業主体は、事業の実施に関し、会長の指導監督を拒むことはできない。

(補助金の返還等)

第 12 条 会長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(書類の経由)

第 13 条 この要綱により会長に提出する書類は、所轄地方局森林林業課を経由しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年度事業から適用する。

(別表1)

緑の少年団装備品

区 分	品 目	区 分	品 目
基 本 装 備	団 旗	活 動 装 備	テ ン ト
	ユニホーム		寝 袋
	帽 子		炊 飯 セ ッ ト
	ス カ ー フ		携 行 ラ イ ト
	ワ ッ ペ ン		笛
	ネームプレート		地 図
	腕 章		方 位 磁 石
	リュックサック		測 量 器 具
	雨 具		鉋
	拡 声 器		鋸
	双 眼 鏡		鎌
	トランシーバー		鋤
	カ メ ラ		ス コ ッ プ
	図 書		移 植 ゴ テ
	剪 定 バ サ ミ		
その他会長が 必要と認める 基本装備品	その他会長が 必要と認める 活動装備品		

(別表 2)

緑の少年団活動用品

区 分	品 目
野 外 活 動	ラベル・樹名板 木工用材料 のこぎり・釘 ブルーシート その他野外活動に必要な道具等
学 習 活 動	画用紙等用紙類 文房具 学習用教材（ビデオ・図書類） その他学習活動に必要な道具等
奉 仕 活 動	草刈りガマ スコップ・バケツ 熊手・ほうき・ちりとり 標識・標柱 その他奉仕活動に必要な道具等
緑 化 活 動	環境緑化用樹木苗木・種子 環境緑化用草花苗・種子 環境緑化用資材 その他緑化活動に必要な道具等
そ の 他	その他活動に必要と認められるもの

様式第1号（第3条関係）

年度緑の少年団活動事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

緑の少年団愛媛県連盟  
会長 様

事業主体名  
代表者職氏名

年度緑の少年団活動事業を実施したいので、緑の少年団活動事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

	区 分	事業費	補助率	補助金額
1 事業区分及び 補助金交付申請額		円		円
		円		円
	計	円		円
2 補助対象事業の 内 容	別添1 事業計画書のとおり			
3 収 支 予 算 書	別添2 収支予算書のとおり			
4 そ の 他				



様式第 1 号の別添 2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県連盟補助金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
装備整備費 基本装備 活動装備 その他		
団体活動費 野外活動 学習活動 奉仕活動 緑化活動 その他		
合 計		

注 1：支出の部の区分は別表 1、2 の区分による。

注 2：摘要欄は積算内訳を記載すること。

様式第2号（第4条関係）

年度緑の少年団活動事業費補助金交付決定通知書

緑少愛連第 号  
年 月 日

様

緑の少年団愛媛県連盟  
会長

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度緑の少年団活動事業費補助金の交付については、緑の少年団活動事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき次のとおり決定します。

記

1 補助金の額

金 円

2 交付条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、緑の少年団活動事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) この補助金は、緑の少年団活動事業費補助金交付要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

様式第3号（第5条関係）

年度緑の少年団活動事業  
計画変更（中止）承認申請書

第 号  
年 月 日

緑の少年団愛媛県連盟  
会長 様

事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 緑少愛連第 号で交付決定通知のあった 年度  
緑の少年団活動事業について、次のとおり変更（中止）したいので、緑の少年団  
活動事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき変更（中止）承認を申請しま  
す。

記

1 変更(中止) の理由	
2 変更(中止) の内容	
3 補助金交付 変更額	既交付決定額 円 ( 費) 変更(中止)承認申請額 円 ( 費) 差引増減額 円
4 変更に係る 補助対象 事業の内容	別添1 事業計画書のとおり
5 変更に係る 収支予算	別添2 収支予算書のとおり

様式第3-1号（第5条関係）

緑少愛連第 号  
年 月 日

様

緑の少年団愛媛県連盟  
会長

年 月 日付けで申請のあった 年度緑の少年団活動事業の変更に  
対し、緑の少年団活動事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その変更を  
承認します。

記

1 変更前指令

年 月 日  
緑少愛連第 号

2 変更事項

様式第4号（第6条関係）

年度緑の少年団活動事業実績報告書

第 号  
年 月 日

緑の少年団愛媛県連盟  
会長 様

事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 緑少愛連第 号で交付決定通知のあった 年  
度緑の少年団活動事業を完了しましたので、緑の少年団活動事業費補助金交付  
要綱第6条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1 事業の実績 及び活動状況	別添1 事業報告書のとおり
2 補助事業に係る 収支決算	別添2 収支決算書のとおり
3 その他添付資料	写真、領収書写し、団（隊）則

## 事業報告書

### 1 少年団名等

少年団名		団員数	人
住所	〒	学年	人数
学校名等			
代表者名			
担当者名			

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 装備整備事業

区 分	事業費(円)	備 考
基本装備		
活動装備		
計		

注1：区分における事業費については、別表1に基づき算定すること。

注2：結成団体活動事業又は団体活動事業のみ実施の場合は記載不要。

#### (2) 団体活動事業

区 分	年月日	場 所	活動内容	事業費(円)
			計	

注1：区分は別表2に基づき記載すること。

注2：結成装備整備事業又は装備整備事業のみ実施の場合は記載不要。

注3：活動状況のわかる写真を2部添付（1部は森林林業課用）すること。

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
県連盟補助金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
装備整備費 基本装備 活動装備 その他		
団体活動費 野外活動 学習活動 奉仕活動 緑化活動 その他		
合 計		

注1：支出の部の区分は別表1、2の区分による。

注2：摘要欄は積算内訳を記載すること。

様式第5号（第8条関係）

年度緑の少年団活動事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

緑の少年団愛媛県連盟  
会長 様

事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 緑少愛連第 号で交付決定通知のあった補助金に  
ついて、緑の少年団活動事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり  
請求します。

記

1 請求金額	金 円	
	(内訳) 交付決定額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円
2 振込先	(ふりがな) 金融機関名	(ふりがな) 支店・支所名
	( )	( )
	預金種目	口座番号
	(ふりがな) 名義人	( )

様式第6号（第10条関係）

年度緑の少年団活動事業費補助金概算払請求書

第 号  
年 月 日

緑の少年団愛媛県連盟  
会長 様

事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 緑少愛連第 号で交付決定通知のあった補助金について、緑の少年団活動事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき次のとおり請求します。

記

1 概算払を必要とする理由		
2 請求金額	金 円 (内訳) 交付決定額 円 概算払受領済額 円 今回請求額 円 残 額 円	
3 振込先	(ふりがな) 金融機関名	(ふりがな) 支店・支所名
	( )	( )
	預金種目	口座番号
	(ふりがな) 名義人	( )